

平成一八年法人法改正・新旧制度の対照

吉 永 一 行

一 はじめに

第一六四回通常国会において、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成一八年法律第四八号。以下「一般社団法人法」と呼ぶ)、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成一八年法律第四九号。以下「公益社団法人法」と呼ぶ)及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成一八年法律第五〇号。以下「整備法」と呼ぶ)が制定され、これによって、これまでの民法を中心とした法人法は抜本的に改められることとなった。

これら三法は、行政改革(とりわけ公益法人制度改革)の一環として、いわゆる「行革五法」の一部として制定されたものである(このため所管大臣は法務大臣でなく行政改革担当大臣であり、衆参両院での審議も法務委員会ではなく行政改革に関する特別委員会で行われた)。しかし本資料は、民法を中心とした法人法を大改正する法律であるとの視点からこれら三法をとらえ、民法的側面——民法の研究が及び学習者にとって関心の高いと思われる側面——に絞って

新旧両制度の対照を行うこととする。行政庁による法人の管理、公益法人の認定、あるいは——会社法と共通点を多くもつ——法人の会計に関する側面の詳細には立ち入らない。⁽¹⁾
なお、以下で単に「民法」というときには、現行民法を指すこととし、整備法によって改正された民法を指す場合には「改正後民法」と呼ぶこととする。

註

- (1) 法人法改革全般についての立法者解説として範揚恭「公益法人制度改革の概要」民事法情報二三九号（二〇〇六年）二頁（よりポイントを絞った説明をするものとして、同「公益法人改革関連法の概要」金融法務事情一七七六号（二〇〇六年）一七頁も参照）。その他学者の手になる解説として、山田誠一「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律について」みんな五九〇号（二〇〇六年）一一頁、西村峯裕「民法法人規定の改廃と非営利法人三法の検討(1)(2)・未完」ビジネス法務六卷一〇号八七頁、一一号一一六頁（二〇〇六年）。さらにジュリスト誌上でも特集が予定されている。

二 一般法人法・整備法の施行

新旧制度の比較・対照に先立って、一般法人法、公益法人法、及び整備法の施行日を確認するとともに、施行後の経過措置について整理しておく。

1 公布日・施行日

一般法人法、公益法人法、及び整備法は、いわゆる「行革五法」の他の二法とともに、平成一八（二〇〇六）年六月二日に公布された。

施行日は、一般法人法が、「公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日」（一般法人法附則一条）とされている。そして公益法人法及び整備法は——一部例外を除いて——、一般法人法と同日に施行することとされている（公益法人法附則一条、整備法附則一条）。

2 現在の社団法人・財団法人に対する経過措置

一般法人法施行後の法状況について、とりわけ経過規定を中心に整理しておく。

（一）社団法人・財団法人の存続・移行・解散

（1）一般社団法人・一般財団法人としての存続

まず、現在民法に基づいて設立されている社団法人及び財団法人は、一般法人法施行後は、一般社団法人及び一般財団法人として存続する（整備法四〇条）。整備法上は、特例社団法人及び特例財団法人と呼称し、両者をあわせて特例民法法人と呼んでいる。

（2）五年間の移行期間

特例民法法人が、一般法人法上の一般社団法人・一般財団法人とみなされるのは、施行日から起算して五年を経過する日までの暫定的な措置である。この移行期間中に、(1)整備法九八条以下の規定に基づいて公益社団法人・公益財団法人に移行するか（整備法四四条）、(2)整備法一一五条以下の規定に基づいて一般社団法人・一般財団法人に移行する

(整備法四五条) が必要である。いずれの手續も踏まない場合には、移行期間満了の日に解散したものとみなされる(整備法四六条)。

(二) 法人及び法人の役員に適用される規定

このような特例民法法人については、一般法人法の施行について、一定の例外が設けられている。主として、機関に関する規定、及び一般法人法で新たに設けられる会計に関する詳細な規定について、適用除外が定められている(整備法四八条以下)。民法的側面に関するものでは、(1)理事の代理行為の委任(民法五五条)及び理事の利益相反(民法五七条・一般法人法八四条・一九七条)について(整備法四九条)、(2)理事又は監事の行為に基づく法人の損害賠償責任(民法四四条・一般法人法七八条・一九七条)について(整備法五五条)、(3)理事及び監事の選任及び解任、資格並びに任期(一般法人法六三〜七五条・一七七条)⁽²⁾について(整備法四八条)、一般法人法施行後もなお従前の例による(すなわち現行民法の規定に従う)ものとされている。

三 主だった改正内容

新旧制度の内容を対照表にすると、末尾に付した表1から表4の通りとなる。以下では、補足が必要な部分について、(1)法人制度の枠組みがどのように変わったのかという側面と、(2)各則に関わる側面(前述の通り民法研究者・学習者にとって関心の高い部分に絞る)とにわけて概観する。

1 法人制度の枠組み

(一) 民法上の規定を「法人総則」に限定

(1) 民法に残された規定

現在、民法の法人に関する規定は、「法人法」の体系の中で二つの意味をもっているといえそうである。すなわち、法人法定主義を定める三三条に代表されるように、およそわが国の法人制度全般に適用される法人総論と呼びうる領域に属する規定と、種々あるうちの法人の一種として、民法典自体に基づいて設立される公益を目的とした社団法人及び財団法人の設立・管理・解散等に関する各論にあたる規定とである。

しかし、今回の改正により、民法の規定に基づいて法人を設立することはできなくなる。このため、各論部分にあたる規定が民法から大幅に削除され、民法上の規定は法人総論に属する規定に限定される。このため、民法典における法人に関する規定は、大幅に減少することとなった（現行五四箇条↓改正後五箇条）。残された規定は、法人法定主義に関する改正後民法三三条、法人の能力に関する三四条、法人登記の必要性に関する三六条、そして外国法人に関する三五条及び三七条である。

(2) 理事の行為に基づく法人の損害賠償責任に関する規定

「各論」に属する規定であっても、民法が私法に関する一般法であることに鑑み、これまで「法人総則」として機能してきたものがある。理事の行為に基づく法人の損害賠償責任に関する現行民法四四条がその例である。

今回の改正では同条は削除され、一般法人法七八条に同趣旨の規定が設けられた（一九七条で一般財団法人に準用）。民法典に残される法人総論に属する規定ではなく、「特別法」の一つである一般法人法上に規定されることとなったのである。

もっとも、これまでもすでに各種の法人の根拠法中で民法四四条を準用する規定がおかれていたのであり、今回整備

法によって参照先を一般法人法七八条に置き換えることとする中で、問題は解決しているかに見える。

しかし、一般法たる民法典ではなく、あくまでも法人の一類型を定める特別法に過ぎない一般法人法の規定を、準用規定が設けられない場合にも適用してよいかというものは一つの問題である。問題となる事例として、市長村長の行為に基づく市町村の損害賠償責任がある。現行の民法の規定が、こうした公法人に対しても——特に準用規定に基づくことなく——適用されてきたのは周知の通りである。しかし、整備法ではこの点について手当てをしていない。

やや標語的にいえば、「一般法人法は法人一般法として、準用規定のないところにまで適用されるか」という問題が生じている。一般法人法施行後、市町村長の不法行為に基づく市町村の損害賠償責任を否定するという結論が採られることはないと思われるが、法適用の技術上は少なからぬ問題を残しているように思われる。

(二) 改正後の法人制度の概要

前述の通り、民法典に基づいて法人を設立することはできなくなった。これに対応するものとして新たに設けられる制度について定めるのが、一般法人法及び公益法人法である。両法によって設けられる新しい制度の枠組みを、まずは設立に絞って現行の民法上の制度と比較しておく。

(一) 公益法人の設立（法人格取得＋公益認定という二段階手続）

新制度の最大の特徴は、公益法人を設立しようとする場合に、まず一般社団法人又は一般財団法人を設立し、その上で行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）から公益認定を受けることによって公益法人となるという二段階の手続を経るものとしてしていることである（公益法人法四条）。現在の民法の規定によれば、公益法人は行政庁からの認可がなければそもそも法人として設立することすらできない（法人格が与えられない）とされているところ、新しい制度では、法人格の付与と公益性についての行政庁の判断が切り離されることとなったのである。

(2) 一般社団法人・一般財団法人の設立

(ア) 目的に関する要件の緩和

この新たに設けられた一般社団法人・一般財団法人という法人の種類は、こうしたいわば「公益法人の卵」たる法人をもちろん想定している。しかしそこにとどまらず、一般社団法人・一般財団法人は、営利を目的としてさえいなければ、公益を目的とするものでなくても設立できる。すなわち、現在中間法人法が規律している領域をもカバーするものである（従って一般法人法施行とともに中間法人法は廃止される。整備法一条）。

さらには、中間法人が「社員に共通する利益を図ることを目的」（中間法人法二条一号）とする非営利法人であるところ、一般法人法にはこうした目的の制限が規定されていない。すなわち、法人の構成員に共通する利益ではないが、さりとて公益とはいえないような利益を図ることを目的とした法人（例えば、自分の死後、自分の子供を養育することを目的とした財団法人などが考えられようか）をも、射程におさめるものであるといえる。

(イ) 準則主義

そして、一般社団法人・一般財団法人は、法律の定める要件を充たしさえすれば、行政庁による審査を受けることなく設立されるものとされている。すなわち、現在の中間法人法と同様、いわゆる準則主義がとられることとなる。⁽⁴⁾

2 各則

各則にあたる部分について、民法上の法人と、一般法人法上の法人との主だった相違点として、以下のような点が挙げられる。

(一) 機関に関する相違点

(1) 社団法人

現在の民法の規定では、社団法人の機関として、意思決定機関としての社員総会、執行機関としての理事、監査機関としての監事が設けられている。

これに対して一般財団法人では、一般社団法人に執行機関として理事とともに理事会を設けることを認めた。また監査機関として、監事とともに会計監査人を置くことができるものとされた。

理事会、監事、及び会計監査人を置くか否かは原則として任意とされている(一般財団法人法六〇条二項)。しかし、一般社団法人において、理事会又は会計監査人を置く場合には、監事は必置機関である(一般財団法人法六一條)。現行民法が、監事を常に任意設置の機関としている(民法五八條)ことは、この点で相違がある。

さらに、負債総額が二〇〇億円以上の一般社団法人(大規模一般社団法人。一般財団法人法二条二号)では、会計監査人を必ず設置しなければならないとされており(一般財団法人法六二條)、これに伴い監事も必ず置かなければならないこととなる。

(2) 財団法人

現在の民法の規定によると、社団法人における社員総会に対応する機関が、財団法人には定められていない。しかし、一般財団法人では「業務執行機関を監督・牽制するための機関として」⁽⁵⁾評議員会が必置機関とされた(一般財団法人法一七〇条一項)。

また、一般財団法人については、理事会及び監事が必置機関とされている(一般財団法人法一七〇条一項)。社員総会を設ける余地がない財団法人において、「法人のガバナンスを高めて業務執行機関の専横を防止するとの見地から」⁽⁶⁾であ

る。

このほか、会計監査人が原則として任意設置でありながら（一七〇条二項）、負債総額が二〇〇億円以上の一般財団法人（大規模一般財団法人。一般法人法二条三号）では、必置機関とされる点（一般法人法一七一条）は、一般社団法人と同じである。

（二）財団法人の根本規則の名称変更

さらに、財団法人の根本規則は現行民法では「寄附行為」とされているが、一般法人法では社団法人の場合と同様「定款」と呼ぶこととしている。

（三）財産の管理に関する規定の充実

会計監査人という機関を新たに設けたことにも象徴されているが、一般法人法では会計に関する詳細な規定が——会社法上の規定を範として——置かれている（一一九条〜一三〇条。一九九条で一般財団法人に準用）。現行民法には、法人の会計に関する規定はほとんどない（わずかに財産目録の作成を義務付ける五一条一項があるのみである）ことと対照的である。今回の公益法人制度改革が、公益法人のガバナンスが不十分であるという問題意識に基づいて進められたことが反映されているといえる。

（四）法人制度の悪用への対応（法人の解散事由）

公益法人をめぐる問題としてはこのほか、いわゆる休眠法人の法人格が悪用されるという問題が指摘されていた。これに対処するため、すでに昭和五四年の改正で、現行民法七一条後段に「正当な事由なく引き続き三年以上事業をしなるとき」にも、法人設立許可を取り消すことができるとの規定が設けられている。

さらに、新制度で法人の設立について準則主義を採用するのであれば、法人制度の濫用を防止する措置を講じる必要

性はより強いということが指摘されていた。⁽⁸⁾ そうした措置として一般法人法に定められているのは、休眠法人のみなし解散（一般法人法一四九条・二〇三条）と、裁判所による解散を命じる裁判（一般法人法二六一条・二六八条）である。

前者は、現行民法七一条後段の「事業不執行」に対応するものである。ただし、解散の基準は、「事業の不執行」ではなく、当該一般社団法人・一般財団法人に関して「登記が最後にあった日から五年を経過した」というより形式的なものに求められている。法務大臣が、こうした休眠法人に対して、二箇月以内に事業を廃止していない旨の届出を出すべき旨を官報で公告（当該法人に対しては、登記所から通知が発せられる）したにもかかわらず、その届出がなされないときには、この休眠法人は解散したものとみなされることとなる。

後者の裁判所による解散を命じる裁判には、一般法人法二六一条による解散命令と、同二六八条による解散の訴えに基づく判決とがある。

解散命令は、不法な目的で一般社団法人・一般財団法人が設立されるなどした場合において公益を確保するために、法務大臣又は社員、評議員、債権者その他の利害関係人の申立てに基づいて、裁判所が発するものである。内容的には、現行民法における「法人の設立の許可の取消し」に対応する（もともと要件はより詳細に規定されているが）ものといえよう。

これに対して、解散の訴えは、業務の執行が著しく困難な状況に至った場合や、財産管理の失当により法人の存立が危うくなった場合に、一般社団法人であれば十分の一以上の議決権を持つ社員、一般財団法人であれば評議員が、法人を被告として提起する訴えである。公益に関わる制度とは位置づけられておらず、従って法務大臣や債権者等は訴えを提起することができない。

(五) 利益相反行為の扱い

最後に、理事の権限に関連して、理事の利益相反行為に対する扱いについての相違点を指摘しておく。

現行民法においては、「法人と理事との利益が相反する事項」について、理事は代理権をもたないものとされ、この事項については特別代理人を選任しなければならないとしている（五七条）。

これに対して一般社団法人においては、理事が競業行為又は利益相反行為を行おうとする際には、社員総会（理事会を設置している法人においては理事会。九二条）において、重要事項を開示した上で事前に承認を受けるべきものとされている（八四条一項）。その違反については、民法一〇八条に該当するときにはその適用が予定されているほか（八四条二項）、競業取引については競業によって理事が得た利益が損害額と推定され（一般法人法一一一条二項）、利益相反行為については任務の懈怠が推定される（一般法人法一一一条三項）。

これらの規定は一般財団法人にも準用される（一九七条）。この場合、重要事項の開示は理事会に対して行われる。

註

(2) ただし整備法施行の際現に置かれている理事又は監事は、一般法人法六三条一項（一七七条）によって選任された理事又は監事とみなされる（整備法四八条一項）。

(3) 戦後の最高裁判例では、最高裁昭和三七年二月六日判決民集一六卷二号一九五頁（ただし、職務行為としての外形を欠くとして町の賠償責任を否定）、最高裁昭和三七年九月七日判決民集一六卷九号一八八八頁、最高裁昭和四一年六月二一日判決民集二〇卷五号一〇五二頁（同一〇七八頁登載の同日出された関連判決も参照）、最高裁昭和四四年六月二四日判決民集二三卷七号一一二二頁、最高裁昭和五〇年七月一四日判決民集二九卷六号一〇一二頁（ただし、相手方に重過失ありとして町の賠償責任を否定）を参照。

(4) なお、公益法人の設立については、公益法人法により、行政庁が「公益認定」を行うこととされている。この認定の基準

は、公益法人法五条に詳しく定められている（さらに六条で欠格事由が定められている）。その基準は形式的には判断できない実質的なものを含んでいる（例えば公益法人法五条二号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること」（傍点は引用者））ため、宗教法人や特定非営利活動法人の場合のように、いわゆる認証主義をとるものではない。

他方で、基準に適合する場合には「当該法人について公益認定をするものとする」（公益法人法五条柱書）と規定されていることからすると、現行民法で公益法人の設立についてとられているいわゆる許可主義（行政庁による実質にまで踏み込んだ審査が行われ、さらに設立の可否について行政庁に裁量が認められる）ではなく、学校法人などについてとられている認可主義（設立の可否について行政庁に裁量を認めない）に近いアプローチがとられているものと見受けられる。

(5) 範・前掲注(1)・五頁

(6) 範・前掲注(1)・五頁

(7) 範・前掲注(1)・二―三頁。さらに平成一四年八月二日の内閣官房行政改革推進事務局行政委託型公益法人等改革推進室「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」においてもすでに、ガバナンスの問題が指摘されている。なおこの資料は、二〇〇六年九月一〇日現在、行政改革推進本部事務局のウェブサイトを (<http://www.gyoutakaku.go.jp/jimukyoku/koueki-bappou/renten/1.pdf>) で公開されている。

(8) 平成一六年一二月二四日閣議決定「今後の行政改革の方針」。公益法人に関する部分の抄録が、行政改革推進本部事務局のウェブサイトを (<http://www.gyoutakaku.go.jp/siryou/koueki/kihon-waku.pdf>) で公開されている。

法人法改正・新旧対照表

(凡例)

- 数字は条、丸数字は項、ローマ数字は号を表す。
- 「197→78」は「197条において78条を準用している」ことを表す。

表1. 制度全体新旧対照表

	旧制度				新制度		
	民法		中間法人法		改正後民法	一般法人法	
	社団法人	財団法人	有限責任 中間法人	無限責任 中間法人		一般社団法人	一般財団法人
法人法定主義	33		—		33①	—	
法人の能力	目的の範囲内 (43)		9→民法43		目的の範囲内 (34)	—	
法人の不法行為責任	理事その他の代理人がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償 (44①)		9→民法44		—	代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償 (78)	
法人総論						197 → 78	

表 1 (つづき)

許可／準則主義	許可主義 (34)		準則主義		準則主義			
	目的の制限	公益 (34)	社員共通利益 + 非営利(21)	—	非営利(11②・35③)	(cf. 153③II)		
設立要件	定款等作成 ^{*1}	定款 (37)	寄附行為(39)	定款 (10①)	定款 (93①)	—	定款 (10)	定款 (152)
	定款の認証	—	10④→会社法30	—	—	—	13	155
登記 ^{*2}	(對抗要件：45)		6	—	—	22	163	
基本財産	—	300万円以上 (12)	—	—	—	—	300万円以上 (153②)	
解散	解散事由 ^{*3}	68・69	68①	81	108	—	148・149	202・203
	残余財産の帰属	定款・寄附行為の定め →類似する目的のために処分 (主務官庁の許可+社員総会決議を要する) →国庫 (72)	定款の定め →社員総会決議 →国庫 (86)	定款の定め →総社員の同意→国庫 (113)	—	定款の定め →社員総会決議 →国庫 (239)	定款の定め →社員総会決議 →国庫 (239)	定款の定め →評議員会決議 →国庫 (239)
機関	意思決定機関	社員総会 (60-66)	—	社員総会 (28-38)	—	社員総会 (35-59)	評議員・評議員会 (170①・178-196)	
	執行機関	理事 (52-57)	—	理事 (39-50)	社員 (102-106) ^{*5}	—	理事会 (60②・89) 理事 (60①・76-89) →76-89	理事会 (170) ①・197 →76-89

機関(ごとき)		代表	
監査機関	監事 (58・59：任意)	監事 (51-58)	—
	監事 (60②・61・99-106：原則任意)	監事 (60②・61・99-106：原則任意)	監事 (170①・197→99-106)
代表権者	理事 (53本文)	理事 (45①) ⁹⁶	各社員(103①) ⁹⁷
	—	2年(41①本文) ⁹⁹	—
任期	—	—	—
	—	2年(66本文) ¹⁰⁰	197→77① 177→66
欠格事由	—	<ul style="list-style-type: none"> 法人 成年被後見人又は被保佐人 一定の範囲の受刑者・前科者(40の2) 	<ul style="list-style-type: none"> 法人 成年被後見人又は被保佐人 一定の範囲の受刑者又は前科者(65①) 監事の兼任禁止(65②)
	—	—	177→65
解任	—	社員総会決議により解任可(42①本文)	社員総会決議によりいつでも解任可(70①)
	—	—	評議員会決議によりいつでも解任可(177→70①)
代表権の範囲	<ul style="list-style-type: none"> すべての事務。ただし、定款の規定若しくは寄附行為の趣旨 社員総会決議(社団法人の場合) に反してはならない(53) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業に関する一切の裁判上又は裁判外(45④) 	<ul style="list-style-type: none"> 業務に関する一切の裁判上又は裁判外(77④)
	—	103③→45④	197→77④

代表権の制限に 対する善意第三 者の保護	54	45⑤	103③→45⑤	—	77⑤	197→77⑤
	<ul style="list-style-type: none"> • 定款、寄附行為又は総会の決議によって禁止されていないとき、かつ • 特定の行為に限って可能(55) 	—	—	—	—	—
理事の代理行為 の委任	<ul style="list-style-type: none"> • 代理権を有さず、特別代理人の選任が必要(57) 	利益相反について、取引についての重要な事実を開示した上でおける承認が必要(46)	—	—	—	—
利益相反	—	—	—	—	競争・利益相反については当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならぬ(84)	197→84

¹ 定款および寄附行為の記載事項については表2参照

² 登記事項については表3参照

³ 解散事由については表4参照

⁴ 記載のない限り必置機関

⁵ 業務執行社員を定めることができる(102③)

⁶ 代表理事を定めることができる(45②ただし書)

⁷ 代表社員を定めることができる(102②ただし書)

⁸ 代表理事を定めることができる(77③)

⁹ 最初の理事の任期は1年(41①ただし書) /

定款により、任期中に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結まで任期を伸長可(41②)

¹⁰ 正確には「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで」

表2. 定款記載事項新旧対照表

旧規定				新規定			
社団法人	財団法人	根拠条文		一般社団法人	一般財団法人	根拠条文	
		(社団)	(財団)			(社団)	(財団)
目的		37 I		目的		11① I	153① I
名称		37 II	39→37	名称		11① II	153① II
事務所の所在地		37 III		主たる事務所の所在地		11① III	153① III
—				設立時社員の氏名又は名称及び住所	設立者の氏名又は名称及び住所	11① IV	153① IV
資産に関する規定		37 IV		—	設立に際して設立者が拠出をす る財産及びその価額	—	153① V
理事の任免に関する規定		37 V	39→37	—	設立時評議員、設立時理事及び 設立時監事の選任に関する事項	—	153① VI
—				—	設立しようとする一般財団法人 が会計監査人設置一般財団法人 であるときは、設立時会計監査 人の選任に関する事項	—	153① VII
社員の資格 の得喪に関 する規定	—	37 VI	—	社員の資格の得喪に関する規定	評議員の選任及び解任の方法	11① V	153① VIII
—				公告方法		11① VI	153① IX
—				事業年度		11① VII	153① X

表3. 登記事項新旧対照表

旧規定		新規定			
社団法人・財団法人共通	根拠条文	一般社団法人	一般財団法人	根拠条文 (社団) (財団)	
目的	46 I	目的	301② I	302② I	302② I
名称	46 II	名称	301② II	302② II	302② II
事務所の所在場所	46 III	主たる事務所及び従たる事務所の所在場所			
設立の許可の年月日	46 IV	—			
存立時期を定めたときは、その時期	46 V	存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め			
資産の総額	46 VI	—			
出資の方法を定めたときは、その方法	46 VII	—			
理事の氏名及び住所	46 VIII	理事の氏名	評議員、理事及び監事の氏名	301② V	302② V
		代表理事の氏名及び住所		301② VI	302② VI
		理事会設置一般社団法人であるときは、その旨		301② VII	—
		監事設置一般社団法人であるときは、その旨及び監事の氏名		301② VIII	—
		会計監査人設置法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称			
				301② IX	302② VII

	75条4項 (財団法人は177条で準用) の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称	301②X	302②VIII
	114条1項 (財団法人は198条で準用) の規定による役員等の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め	301②XI	302②IX
	115条1項 (財団法人は198条で準用) の規定による外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め	301②XII	302②X
	前号の定款の定めが外部理事に関するものであるときは、理事のうち外部理事であるものについて、外部理事である旨	301②XIII	302②XI
	12号 (財団法人は10号) の定款の定めが外部監事に関するものであるときは、監事のうち外部監事であるものについて、外部監事である旨	301②XIV	302②XII
	128条3項 (財団法人は199条で準用) の規定による措置をとることとするときは、同条1項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの	301②XV	302②XIII
	公告方法	301②XVI	302②XIV
	前号の公告方法が電子公告 (331条1項3号に規定する電子公告) であるときは、次に掲げる事項		
	イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの	301②XVII	302②XV
	ロ 331条2項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め		

表 4. 解散事由新旧対照表旧規定

旧規定			新規定			
社団法人	財団法人	根拠条文	一般社団法人	一般財団法人	根拠条文	
					(社団)	(財団)
—			定款で定めた存続期間の満了	—	148 I	202① I
定款又は寄附行為で定めた解散事由の発生		68① I	定款で定めた解散の事由の発生	基本財産の減失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能	148 II	202① II
法人の目的である事業の成功又はその成功の不能		68① II	—	—	—	202① III
—			合併（合併により消滅する場合）	—	148 V	202① IV
破産手続開始の決定		68① III, 70	破産手続開始の決定	—	148 VI	202① V
—			261条 1項又は268条による解散を命ずる裁判	—	148 VII	202① VI
—			—	2事業年度連続して、純資産額が300万円未満となること	—	202②
設立の許可の取消し			—			
<ul style="list-style-type: none"> • 目的以外の事業をしたこと * • 設立の許可を得た条件若しくは主務官庁の監督上の命令に違反したこと * • その他公益を害すべき行為をしたこと * • 正当な事由なく引き続き3年以上事業をしないこと 			(内容的には261①の解散命令と対比のこと)			
総会の決議			休眠法人のみなし解散		149	203
社員が欠けたこと			社員総会の決議		148 III	—
社員が欠けたこと			社員が欠けたこと		148 IV	—

* これに加えて「他の方法により監督の目的を達することができない」ことが必要とされる